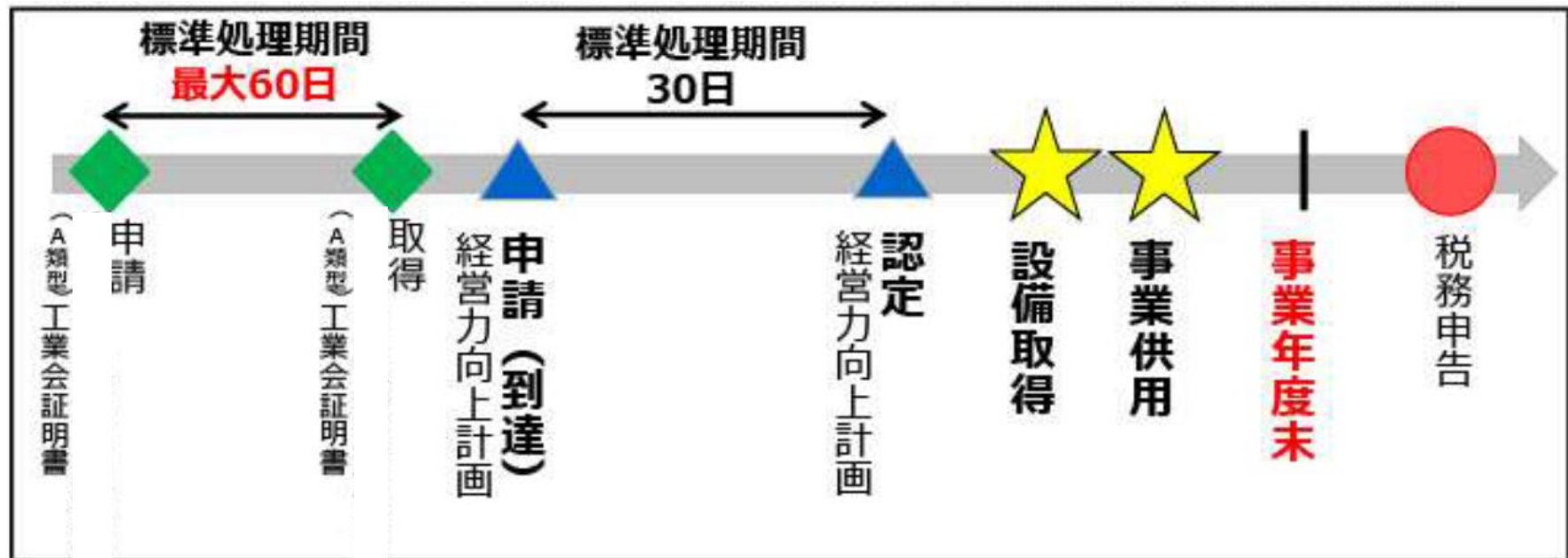


証明書申請のタイミング

設備取得時期について 原則

●【原則】 経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得

経営力向上計画の認定後に設備（ソフトウェア）を取得することが【原則】ですが、原則に従うことができない場合には、設備取得日から一定期間内に経営力向上計画が受理される必要がありますので、例外の流れをご確認ください。

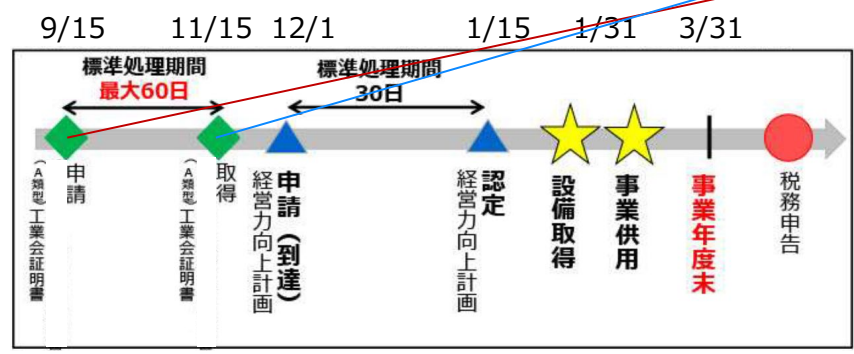


証明書依頼のタイミング

メーカー（ダイキン工業）が申請します。
原則 または 例外 のどちらかを選択します。
日数が重要ですので必ず逆算し、申請スケジュールの日数に注意し申請してください。

①原則の場合の逆算

事業年度末よりも前に導入すること。
その導入日より前に経営力向上計画の認定（申請から認定まで30日）を受けること。
経営力向上計画の申請は、設備取得の40日前には送ること。
経営力向上計画を送る際証明書が必要なため、
設備取得の2～3カ月前には証明書申請をすること。



(図1) JISA 工業会証明書：様式1A

(JISA 様式1A)

(一社) 情報サービス産業協会 指定用紙	
整理番号	
① ソフトウェア以外の場合	☐
② ソフトウェアである場合	☒

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類 設備の種類又は細目 設備の名称 設備型式 本社名・事業所名 法人番号 ※法人のみ 本社所在地 ユーザー連絡先 (会社名、担当部署、電話番号)	ソフトウェア
---------	--	--------

「②取得(予定)日を含む年度」が変わると証明書の修正が必要になる可能性がありますので、ソフトウェアの取得予定が年末になる時はご注意ください。
この制度における年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間です。

○上記設備を前提とした場合における該当要件への該当性

一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度(西暦): 年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: 年度(注2) ② - ① = 年	1. 該当 2. 非該当
「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
該当要件への該当		1. 該当 2. 非該当

(注1)一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。
(注2)年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいふ。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 年 月 日
〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-3-4
S-GATE 大手町北6階
一般社団法人情報サービス産業協会
会長 ●●●● 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。
西暦 年 月 日
製造事業者等の名称
製造事業者等の所在地
代表者氏名:
担当者氏名:
所 属:
担当者連絡先(電話番号):
※製造事業者等の押印を略可。

当協会の証明日付記載箇所

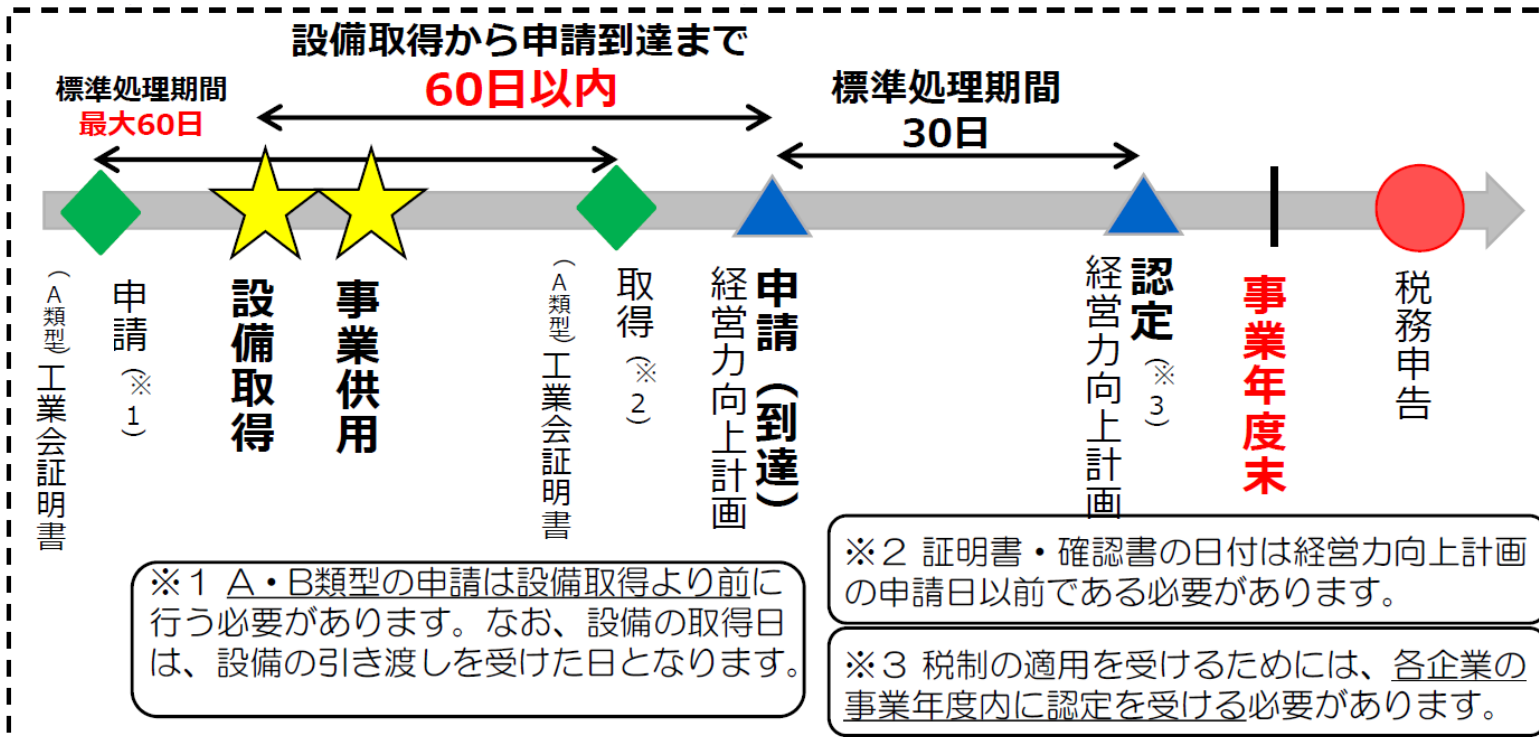
工業会証明書の申請日
(ソフトウェア取得日より早い日付)

[注3] 経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。
[本証明書に関する注意事項]
本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等であって、中小企業等経営強化法に規定する対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。
これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の価額が設備取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。
また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件(年数)が異なる場合がありますので、ご注意ください。詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

設備取得時期について 例外

●【例外】 経営力向上計画申請前に設備を取得する場合

経営力向上計画を申請する前に設備を取得する場合には、**申請書到達日から遡って60日以内に設備を取得する必要があります**（設備取得日から60日以内に計画申請書が行政庁に到達する必要。計画変更により設備を追加する場合も同様です）。上記の場合において税制の適用を受けるためには、制度の適用を年度単位で見ることから、遅くとも当該設備を取得し事業の用に供した年度（各企業の事業年度）内に認定を受ける必要があります（当該事業年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできませんのでご注意ください）。



証明書依頼のタイミング

②例外の場合の逆算

事業年度末よりも前に経営力向上計画の認定を受けること。30日以上前には申請すること。

経営力向上計画を送る際、証明書が必要。

証明書の申請日は、導入日より前の日付であること。経営力向上計画申請の3～4カ月前には証明書申請をすること。

経営力向上計画の申請到達前60日以内に設備を取得すること。

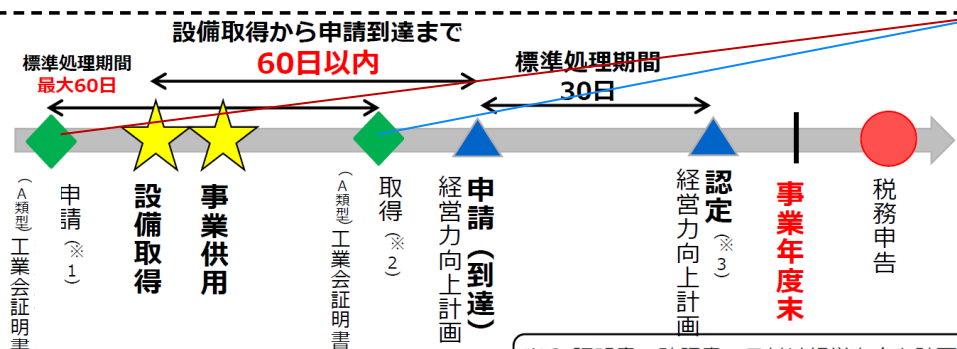
11/1～
設備取得
前に申請

12/1～1/30期間
内に設備取得
(60日以内)

1/30

2/28

3/31



※1 A・B類型の申請は設備取得より前に行う必要があります。なお、設備の取得日は、設備の引き渡しを受けた日となります。

※2 証明書・確認書の日付は経営力向上計画の申請日より前の必要があります。

※3 税制の適用を受けるためには、各企業の事業年度内に認定を受ける必要があります。

(図1) JISA 工業会証明書：様式1A

(JISA 様式1A)

(一社) 情報サービス産業協会 指定用紙	
整	理 番 号
①	ソフトウェア以外の場合 ☐
②	ソフトウェアである場合 ☒

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書

減価償却資産の種類	ソフトウェア
設備の種類又は細目	
設備の名称	
設備型式	
本社名・事業所名	
法人番号 ※法人のみ	
本社所在地	
ユーザー連絡先	
(会社名、担当部署、電話番号)	

「②取得(予定)日を含む年度」が変わると証明書の修正が必要になる可能性がありますので、ソフトウェアの取得予定が年末になる時はご注意ください。

この制度における年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間です。

該当要件	①販売開始年度(西暦):	年度(注2)	②取得(予定)日を含む年度:	年度(注2)	②-①=	年	1. 該当 2. 非該当
一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか							
「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか							
(※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。							
該当要件への当否							1. 該当 2. 非該当

[注1] 一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。

[注2] 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいいます。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。	当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。
西暦 年 月 日	西暦 年 月 日
〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-3-4	製造事業者等の名称
S-GATE 大手町北6階	製造事業者等の所在地
一般社団法人情報サービス産業協会	代表者氏名:
会長 ●● ●● 印	担当者氏名:
	所 属:
	担当者連絡先(電話番号):
	※製造事業者等の押印を略可。

当協会の証明日付記載箇所	工業会証明書の申請日 (ソフトウェア取得日より早い日付)
--------------	---------------------------------

[注3] 経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

[本証明書に関する注意事項]

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等であって、中小企業等経営強化法に規定する対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。これらの税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件(年数)が異なる場合がありますので、ご注意ください。詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

適用手続き（中小企業経営強化税制 A 類型）

- ①ユーザーはメーカーに証明書発行を依頼
 - ②メーカーが証明書発行を工業会に依頼
 - ③工業会が証明書を発行
 - ④メーカーは工業会から証明書を受取りユーザーへ送る
 - ⑤・⑥ユーザーは経営力向上計画を作成し証明書の写しを添付し主務大臣へ計画申請
 - ⑦・⑧ 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上 の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。
- 税務申告に際しては、納税書類に④の工業会証明書、⑤の計画申請書及び⑥の 計画認定書（いずれも写し）を添付してください。

